学生生活の案内

目次（項目をクリックしてください）

1　在校時間 1

2　事務受付時間 1

3　学生番号 1

4　学生証 2

5　学生カード（データ） 3

6　震災等に関する心得 4

7　公示・通達・連絡・郵便物 5

8　諸願書・諸届等手続一覧 6

9　教育環境の保持 9

10　授業中のマナーについて 9

11　喫煙マナーについて 10

12　課外活動 10

13　授業料等の納入 11

14　奨学金等 12

15　学生教育研究災害傷害保険と賠償責任保険 15

16　障がいのある学生への修学支援 16

17　卒業後の進路について 19

18　指導教員 21

19　オフィスアワー 21

20　キャンパス・ハラスメントの防止について 21

21　性暴力について 22

24　コピーサービス 25

26　東洋学園大学同窓会について 26

1　　在校時間

学生の在校時間（開門時間）は以下の通りである。

本郷キャンパス　　1 号館 8：00 ～21：00、4・5 号館 8：00 ～19：00

東洋学園大学グラウンド 8：00 ～ 20：00

日曜、祝日及び本学が定める特定日は終日閉門とする。

長期休業中は、原則 9：00 ～17：00（土曜日は 9：00 ～13：00）。開門時間等を変更する場合は、事前に掲示等で連絡する。

2　　事務受付時間

本学事務局の事務受付時間は、長期休業中等を除き通常は次の通りである。特に緊急の用件がない限り、事務に関する手続等は受付時間を守ること。

部署により受付時間が異なるため、各部署のサイトで確認すること。

平日 9：00 ～17：00

土曜　9：00 ～13：00

3　　学生番号

学生は入学と同時に学生番号が与えられる。学生番号は 7 桁の番号で、学生

証に印字されている。学費納入、諸届等で使用する。

4　　学生証

学生証は本学学生であることを証明する身分証明書である。常に携帯し、本学教職員の要求があった場合、試験を受ける場合、メディアセンターおよび学生用 PC を利用する場合、図書館への入館、または資料の貸出を受ける場合、通学定期券・学割乗車券の購入の場合、その他必要な場合にこれを提示しなければならない。

⑴学生証の交付

学生証は入学時に交付する。有効期限は在籍中とする。

⑵学生証の再交付

学生証を紛失または破損・汚損した場合は、証明書発行・オンライン決済サービスで決済後、学生証再交付申請フォームより再交付（有料）の WEB 申請をすること。

⑶学生証の返還

学生証は、新しい学生証を交付された場合、または卒業・退学等によって学籍を失った場合は、直ちに学生支援課に返還しなければならない。また、紛失等による再交付後に発見した場合は旧学生証を返還すること。

⑷その他

学生証は他人に貸与または譲渡してはならない。不正に使用した場合は処分を受けるので注意すること。

⑸通学定期乗車券発行控（学生証裏面シール）

鉄道の通学定期乗車券購入には、学生証と通学定期乗車券発行控（学生証裏面シール）が必要となる。入学時に通学定期乗車券発行控（学生証裏面シール）を交付する。現住所、通学区間など必要事項を記入すること。有効期限は在学中とし、有効期限の印字がないものは無効となる。

1)　通学区間

通学区間は最も近い、最も早い、あるいは料金が最も安い、のうちいずれかの条件をみたしていなければならない。したがって、アルバイト等の通学以外の目的で乗車区間を変更することはできない。

2)　記入事項の変更

現住所や通学区間の記入事項に変更があった場合、学生支援課に届け出て訂正印を受けること。訂正印のない変更は無効である。

5　学生カード（データ）

学生カード（データ）は、学生支援課がデータ管理し、学生、保証人への連絡（特に緊急の場合など）や修学相談、学生指導、奨学金の選考、その他大学の教育活動への協力依頼（地域防犯、大学広報）などの際に本学教職員が使用す

る。

6　震災等に関する心得

⑴平常からの心得

①緊急事態発生時の帰宅経路・方法等を家族と話し合い、確認しておくこと。

②自分と家族の緊急時における避難先や家族との連絡方法（NTT 災害用伝言ダイヤル 171 など）を予め検討し確認しておくこと。親元から通学していない学生は、帰省旅費や非常食などを用意しておくこと。

③学内での避難経路、火災報知器の設置箇所等を確認しておくこと。

④本郷キャンパスの緊急避難場所は後楽園一帯である。

⑵震災等発生時の心得

①授業担当教員もしくは現場指揮者（主に事務職員）の指示に従って行動し、自分の判断で勝手な行動はとらないこと。またエレベーターの使用は禁止する。

②混乱を招くので、緊急時には大学への電話による問い合わせは行わないこと。

⑶地震の警戒宣言が発令された時の心得

①在校中に発令された時は、教職員の指示に従い帰宅または避難すること。

②登下校中に発令された時は、速やかに帰宅または避難すること。また街中で

は倒れやすいもの

や落下物（看板・ガラス・垂れ下がった電線等）に近づかないこと。

③在宅中に発令された時は、避難口を確保し、警戒宣言が解除されるまで自宅で待機すること。

またガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ること。

7　公示・通達・連絡・郵便物

①学生全員または学生個人に対する大学からの公示・通達・連絡・呼び出しは、学生向けホームページ「TG-Navi ポータル」（https://cxtgnv.tyg.jp/）からのメールや情報掲示板等によって行われる。周知した事柄について、見忘れや見落とすことのないように必ず確認すること。

なお、大学からの一斉周知、個人宛の連絡のほか、休講情報・日程等も TG-Navi ポータルに掲載されており、インターネットを通じて学外から確認できるので活用すること。

②教員・事務局からの呼び出しには速やかに応じること。

③電話等による学生の個人的な呼び出しには一切応じないので、予め関係者にこの旨知らせておくこと。また、教職員や学生の住所・電話番号・身上等についての問い合わせにも一切応じない。

④本学気付で学生に郵便物が届いた場合は、TG-Navi ポータルにより連絡す

るので速やかに受け取ること。連絡後、2 週間を経過すると差出人に返送することがある。なお、クラブなどの学生団体への郵便物は学生支援課預かりとなるので、事前にその旨を学生支援課へ連絡の上、受け取りに来ること。

8　諸願書・諸届等手続一覧

諸願・諸届等に必要な手続を整理し、一覧表にまとめると次の通りである。

種　類	担当部署	用紙	有料	備　考
学生証再交付願	学生支援課		○	オンライン申請
通学証明書交付願	同	○		バス通学定期のみ、オンライン申請
学割証交付願	同	―		JR のみ、学生支援課窓口で申請
住所変更届	同	―		保証人の住所変更を含む、オンライン申請
改　姓届	同	○		住民票を添えて提出
保証人変更届	同	○		誓約書の書き替えを含む
盗　難届	同	○		
遺失物/拾得物届	同	○		
事　故/傷害届	同	○		
推薦書依頼願	同	○		奨学金申込や海外研修等応募用
健康診断証明書交付願	保健室		○	オンライン申請
在学証明書交付願	教務部		○	オンライン申請

卒業見込証明書交付願	同		○	オンライン申請
卒業証明書交付願	同		○	オンライン申請
成績証明書交付願	同		○	オンライン申請
成績・単位修得見込証 明書交付願	同		○	オンライン申請
追・再試験願	同	○	○	
休学・退学・復学願	同	○		

〈注意事項〉

1. ○印は用紙備付、または有料を示す。

2.有料の場合、申込みは「証明書発行・オンライン決済サービス」（オンライン）で申請し、手数料はオンライン決済で支払うこと。支払後、手続きが必要な場合は担当部署で行うこと。

3.長期欠席などの場合は教務部に届け出なければならない。なお、忌引扱いについては「授業の欠席について」のページを参照。

4.一覧表以外の諸願・諸届等については最寄りの事務窓口に問い合わせること。

⑴学割証、通学証明書

学割証（JR のみ）は、学生支援課の窓口で学生証を提示し申し込むこと。

発行は申込当日（受付は事務受付時間終了 30 分前まで、以降は翌日発行）とする。なおこれらの証明書は本人以外の者は使用してはならない。

また不正使用が発覚した場合には、本人の罰金はもちろんのこと、大学全体が学割発行停止処分となるので、絶対に不正使用はしないこと。

通学証明書（バス定期券購入時用）はオンライン申請可能。詳細については学生支援課ホームページ：「通学証明書（バス定期券購入用）」を参照のこと。

⑵保証人

学生は入学に当たって保証人（父、母又はその他の親族とする）を定め、保証人と連署のうえ、所定の誓約書を本学に提出することになっている。保証人の死亡等により、学生の身元保証など誓約書に記載の責務が負えなくなった場合、新しい保証人を定め、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

また、保証人の氏名、住所等に変更があった場合は学生支援課に届け出ること。

⑶学生の現住所、氏名等の届出、変更届

学生は入学の際、通知、学籍管理のため本学に現住所、氏名等を届け出なければならない。 なお、届出事項に変更のあった場合は住居表示の変更等も含め、速やかに学生支援課に変更届を提出すること。

⑷外国人学生

外国人の学生は入学時に学生支援課へ在留カード、及びパスポートの提示をすること。文部科学省実施の調査や出入国在留管理庁への提出書類には外国人学生数を報告するものがあり、大学は正確な外国人学生数を把握する必要がある。また、在籍中に在留資格が変更になった場合は速やかに学生支援課まで届け出ること。

⑸盗難届、遺失物/ 拾得物届

各自の所持品には自分の名前を書く等して自分で管理をするとともに盗難には十分に気をつけること。学内で盗難にあったり、物品を紛失あるいは拾得した

場合は、速やかに学生支援課に届け出ること。学生証やキャッシュカード、携帯電話は悪用されることがあるので、紛失したときは警察・交番や銀行、電話会社へ必ず届け出ること。また、届け出日より 3 ヶ月経過した拾得物は学生支援課で処分する。

⑹事故/ 傷害届（便覧から削除）

授業中または課外活動中（学外を含む）などの事故、または怪我などの傷害を受けた場合は、速やかに学生支援課に届け出ること。

⑺駐車・駐輪場利用

自動車、自動二輪、原付二輪、自転車等での通学は禁止である。

9　教育環境の保持

学内の備品・設備・施設は大切に扱い、汚損、破損、勝手に移動してはならない。学内の清掃美化に協力し、公衆道徳に背かないよう学生としてふさわしい行動をとること。

10　授業中のマナーについて

本学では、以下の行為を授業中にしてはいけない行為と定めている。授業が円滑かつ効果的に行われるためにも、マナーの向上について学生一人ひとりが自

覚し、心がけなければならない。

・授業中の私語、居眠り

・授業中の飲食

・授業中の帽子着用、化粧

・授業・講義中の勝手なイヤホン・ヘッドフォンの使用

・授業中の勝手な携帯電話やスマートフォン・音楽再生機器の使用

・授業中の勝手な教室の出入り

・その他、授業の妨げになる行為

11　喫煙マナーについて

指定された場所以外での喫煙は固く禁ずる。また学内に限らず、学外でも歩行喫煙や吸いがらの投げ捨てなどのマナー違反で他人に迷惑をかけることのないよう注意すること。

12　課外活動

学生生活において課外活動は、集団生活を通じて円満な人間関係を体得し、人間形成を自ら行う場として重要な意味をもっている。

本学では学生の自主的な課外活動を奨励する観点から、課外自治活動に関する

規定を定めている。多くの学生諸君が課外活動の意義を認め、自主的に活動に参加することを奨める。そして定められた活動規定および学生会会則に基づき、大いに活動を発展させ、折目正しい学生生活を送ることを期待する。

課外自治活動に関する規定および学生会会則については Campus Life 参照のこと。

なお、本学に在学する学生は、学生教育研究災害障害保険・学生教育研究賠償責任保険に加入しており、課外活動中の事故などに関しても約款に定められた補償範囲内で補償される。ただし、海外での活動や特殊なスポーツなど、サークルの活動内容や活動状況により、この保険では補償額も十分ではない、あるいは補償の範囲外というケースもあるので、その活動に対応した保険に加入することを推奨する。

大学で加入している保険および推奨する任意保険については学生支援課ホームページ：「大学で加入している保険について」を参照すること。

13　授業料等の納入

⑴授業料その他の納付金は所定の期日までに納めること。

（金額については物価上昇率等を参考にして毎年度見直しを行い別に定める）

	納入についての案内	納入期限
春学期分	4 月上旬に案内予定	4 月末日

秋学期分	9 月上旬に案内予定	9 月末日

※学費月払い制度対象者の納入期限については、年間の納入スケジュールを別途郵送にて通知する。

⑵学納金滞納について

○ 学納金を滞納している学生、保証人には、督促状を郵送する。

○ 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者は、学則第 22 条により除籍される。

14　奨学金等

⑴特待生制度

①入学試験で優秀な成績を修めた者に対し、授業料全額または一部を減免する（減免額は別途通知）。期間は 1 年次の 1 年間とする。

②上記①以外に特に必要があると認められた場合で、学業成績優秀、心身健全である者または、社会・文化・スポーツ等の分野において顕著な成績を修めている者（若干名）に対し、入学金全額、授業料全額を上限に減免することがある。なお、資格を欠くに至った場合を除き、 2 年次以降について特待生の期間を更新することができる。

⑵東洋学園奨学金（外国人留学生を除く学部 2 ～ 4 年生対象: 編入学生は 4 年生が対象）

経済的事情により修学が困難、且つ、成績、人物等に優れる者に選考の上、奨学金を支給する。

期間は原則として 1 年間とする。

東洋学園奨学金制度の沿革

東洋学園大学の先達である東洋女子短期大学では、昭和61 年に奨学金制度が発足しました。

これは当時、故馬渡房先生（東洋女子短期大学学長・東洋学園理事長、のちに学園長）の叙勲（勲三等瑞宝章）に際して、先生個人の寄附金を母体に誕生したものです。その後、関係各位により基金の成長をみたので、昭和62 年より奨学金の支給を開始しました。

平成4 年4 月東洋学園大学が開学されると同時に、馬渡房先生は再びご寄附を申し出られこれを基に東洋学園大学でも奨学基金が設立されました。平成4 年8 月以降学生の父母の方をはじめ教職員、関係各位に幅広くご支援をいただき、平成7 年度より、奨学金を必要とする優秀な学生に奨学金が支給されています。

なお、⑴ついては「東洋学園大学特待生規程」、⑵については、「学校法人東洋学園奨学基金奨学生規程」に基づき、奨学金等が給付されます。

但し、退学、転学、休学、あるいは学業成績や出席状況などにより、給付の取り止めや休止、停止になる場合があります。

⑶褒賞制度

①理事長賞

年間を通して、学術・文化活動、スポーツ、社会貢献など様々な分野で顕著な活躍をした在学生等に対し、賞を与え表彰する。

②学長賞

4 年間の在学期間を通して学業成績の優秀な学生に対し、賞を与え表彰する。

③学長特別賞

学業、課外活動等で優れた業績を挙げ、学生の模範と認められる個人又は団体に対し賞を与え表彰する。

④学部長賞

様々な分野で活躍した学生に対し、賞を与え表彰する。

⑷日本学生支援機構奨学金

経済的理由で修学が困難な優れた学生に対し、学資を貸与または給付する制度で、いずれも毎年 4 月、9 月上旬に学内で募集、適格者を日本学生支援機構へ推薦する。

原則として採用時期から卒業予定期まで受給できるが、毎年継続の申請および学業成績の審査が行われ、給付の場合は家計審査による支給額変更が行われる。

詳細は学生支援課ホームページ：「奨学金」を確認すること。

⑸東洋学園大学同窓会奨学金（全学年対象）

本制度は東洋学園大学同窓会の資産を原資とし、経済的困窮度が高く、成業の見込みがある学生に対し、選考の上、奨学金を給付する。期間は原則として 1 年間とする。

ただし本学独自の奨学金および特待生制度との併用はできない。

⑹その他の奨学金等

地方公共団体や民間団体等が行う奨学金があり、大学を通じて募集するものはその都度学生支援課ホームページで知らせる。他に団体が直接募集するものもあるので、各自が出身地の教育委員会、又は当該奨学団体へ問い合わせること。

⑺罹災者救援減免制度

天災・人災等の被害を受けた学生に対し、罹災の状況等により、学納金の減免を行う。

⑻外国人留学生の学納金減免制度

経済的困窮のため修学が困難であり、かつ学業継続の意志を有し、成績優秀である私費外国人留学生に対し、学納金の減免を行う。詳細については国際交流センターHP（https://tgwb.tyg.jp/all/iec/）で確認のこと。

15　学生教育研究災害傷害保険と賠償責任保険

本学に在学する学生は、入学時に学生教育研究災害障害保険（学研災）および学生教育研究賠償責任保険（学研賠）に一括加入している。

正課、学校行事、課外活動及びその往復中で、事故に遭ったり、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊する事故が発生した場合は、速やかに学生支援課

に届け出ること。

ただし学研災、学研賠はすべての事故を保証するわけではないため、希望者は併せて学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）への加入について検討することを勧める。

各保険の詳細は入学時に配布した「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」および学生支援課ホームページ：「大学で加入している保険について」を参照すること。

16　障がいのある学生への修学支援

学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室で構成）では、何らかの障がいのある学生の皆さんが大学で学ぶ（修学する）にあたり、以下に掲げるような大学生活において困難さを感じる様々な事柄について、相談を受け付け、支援を行っています。

困ったなと感じたときには、学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）の窓口にいらしてください。どちらの窓口で相談されても、プライバシーに注意を払い、相談内容に応じて、適切な部署を紹介したり、他の部署と互いに連携を取り合いながら対応します。また、保証人の方からの相談も受け付けています。

大学生活、修学時における困難さの例

・授業中、前の席に座らないと先生の声が聞こえない、板書の文字が見えない。

・授業中、先生の説明を聞き取ることと板書を書き写すことを同時に行うことが難しい。

・周囲の光や音がとても気になり授業に集中できない。

・授業中、集中して座っていることが難しい。

・大切な連絡を聞き漏らしたり、聞き間違えたりしてしまうことが多い。

・手続書類の期限やレポートの提出期限を守ることが難しい時がある。

・掲示板やホームページなどから必要な情報を選べない。

・実技や実習、実験など、一人で行うことが難しい。

・計画を立てることが上手く出来ない。

・人前で発表をするのに強い不安や緊張を感じたり、恐怖を感じたりする。

・緊張や急な体調変化で、授業中、離席してしまうことがある。

・朝起きることができない。

・移動やドアの開閉が困難。

・名前の呼ばれ方が気になる。　　など

支援について

学生支援センターの行う支援は、あくまで学生の皆さんがそれぞれの学修にアクセスできるよう支援するものです。単位の取得を約束するものではありません。また、教育内容が軽減されるような支援を行うこともありません。

なお、高校時代に修学支援を受けていた方や、障がいや精神的な理由等により、大学に修学支援を希望する方は、「修学支援申請書」を学生支援課に提出していただきます。修学支援申請書の提出から支援内容の確定、支援の開始までにはある程度の時間がかかります。

修学支援申請の流れ

1.障がい等の理由により、修学支援を希望する方は、学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）に相談のうえ、学生支援課に修学支援申請書を提出してください。一連の支援申請の手続きは、本人のプライバシーに配慮しつつ行われます。

2.後日、医師の診断書等、障がい・疾病の状況が判る書類を学生支援課に提出していただきます。

3.本人と面談の場を設け、困難さを感じている事項や修学上の要望など聞き取ります。

4.支援内容を検討し、本人に支援内容について説明を行います。必要に応じて本人との打ち合わせを重ね、互いに支援内容について確認、同意します。

5.支援内容は、本人が同意する支援内容開示対象教職員に連絡され、支援が開始されます。

支援の見直し

支援が開始された後、学生支援センターの担当者と本人は、支援内容に問題は無いか確認し、必要があれば支援内容の調整を行います。

また、実施中の支援内容は、原則として、学期毎に見直しを行います。

※「修学支援申請書」は学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）で受け取ることが出来ます。

17　卒業後の進路について

⑴　キャリア形成支援

学生の皆さんが卒業後の進路を考えるにあたり、本学では主に就職活動を支援するために 1 年次から体系的に展開されるキャリア教育プログラムとキャリアセンター主催の各種就職支援講座を開催しています。

また、キャリアセンターでは、求人情報をはじめ、インターンシップやオープンカンパニーなど就職活動に関する情報などの提供、プロのアドバイザーとの個別面談（予約制：45 分）を行うことで、学生の皆さん一人ひとりに合ったキャリア形成の支援を行っています。

⑵　　資格取得支援

キャリアセンターでは、在学中に社会で通用する実践力を身につけられるよう、資格取得のための試験対策講座も開講しております。講座は主として国家資格や公的資格で社会に出てから役立つものを中心にそろえており、実際に取得した資格を活用し社会で活躍している卒業生も数多くおります。

キャンパス内やオンラインでの受講ですので移動時間がかからないことと、各種資格学校、専門学校等に比べて、受講料を安く設定していますので経済的な負担を少なく受講できるという利点があります。また、講座ごとに開講に先立ってのガイダンスやキャリアセンターでの相談を行っていますので、講座内容を確認したうえで受講することができます。

キャリアセンター

・場所 1 号館 2 階

・開室時間　　平日　9：00 ～ 17：00　　土曜日　9：00 ～ 13：00

※日曜・祝祭日は休業。長期休業期間中の開室時間等は HP・掲示等を参照。

・連絡先　　TEL：03－3811－1905（直通）

・URL https://www.tyg.jp/career/index.html

※キャリアセンターの利用案内や、主催するイベント、求人情報などについて

は、本学ホームページの「キャリア支援」をご確認ください。

18　指導教員

指導教員は入学時の指導や修学上のアドバイス、また、学業に関することだけでなく、学生生活で困ったことなど、気軽に相談することができる教員です。1 年次は、教養基礎演習の担当者が指導教員となります。2 年次以降については、進級時にお知らせします。

19　オフィスアワー

オフィスアワーとは希望する教員と様々な事柄について相談ができる時間のことです。オフィスアワーは学期の始めに各教員が週の中で必ず在室している時間帯が示されます。教室でできなかった質問も、広く学生生活に関するお話を聞くのもいいでしょう。オフィスアワーをうまく活用して、学生生活をより充実したものにしてください。

20　キャンパス・ハラスメントの防止について

キャンパス・ハラスメントとは、相手の尊厳を傷つける不適切な言動により、相手に不快感又は不利益を与え、就学環境を悪化させることをいう。強い立場

にある者が弱い立場にある者に対して行うことが多いが、それに限らない。

本学では、ハラスメント防止・対策ガイドラインを定め、キャンパス・ハラスメントの防止と対策に取り組んでいる。

キャンパス・ハラスメントを受けていると感じたときは、ハラスメント防止・対策委員会に相談することができる。学生相談室又は保健室で相談することもできる。

連絡先 ハラスメント防止・対策委員会

e-mail：akaruigakuen@of.tyg.jp

相談窓口　　学生相談室　　1 号館 2 階　　03－3811－5497（直通）

e-mail：soudan@of.tyg.jp

保健室 1 号館 2 階　　03－3811－1594（直通）

e-mail：hoken-announce@tyg.jp

21　　性暴力について

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことをいう。 相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力である。

相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、身体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力である。

・身体的な接触だけが性暴力ではない。

・性別にかかわらす被害にあうことがある。

・悪いのは加害者で、被害にあった人は悪くない。

・どんな理由があっても性暴力は決して許されない。

性暴力の被害にあったら

・いやだと声を出す。

・その場から逃げる・距離をとる。

・相手からの連絡に返信しない。

・信頼できる人に相談する。 たとえば、保護者、学生相談室カウンセラー、保健室、ハラスメント防止・対策委員会、クラス担任など。

友達が性暴力にあったら

・被害にあった友達は決して悪くない。

・ひとりで抱え込まないで、信頼できる人に相談するよう勧めよう。

性暴力が起きないようにするためには

・自分を大切にし、相手も大切にして、暴力を許さない環境をつくっていこう。

周りの人に話せないときには、あなたを助けてくれるところがある。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

（全国共通短縮番号） ＃ 8891

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

性犯罪被害相談電話ハートさん

（全国共通短縮番号） ＃ 8103

https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html

参考：文部科学省資料「大切な心と体を守るために」

https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_34.pdf

22　薬物の乱用防止

昨今、大麻・MDMA などに代表される危険ドラッグの所持、使用、売買など、若年層への薬物乱用の拡大が懸念されている。薬物の乱用は、脳機能障害、生殖、免疫機能の低下など、身体機能に悪影響を及ぼすばかりでなく、薬物依存による身体・生命への危害、犯罪の誘発、家庭の崩壊など、薬物による影響は計り知れない。危険ドラッグの所持、使用、売買などは犯罪である。本

学では、掲示、リーフレット、Campus Life（学生生活の手引き）、オリエンテーションなどで注意を喚起しているが、一瞬の出来心から大きな代償を払うことのないよう、決して興味本意で薬物に関わることのないようにすること。危険ドラッグの使用等が認められた学生は学則に基づき懲戒する。

23　飲酒について

20 歳未満の者はもちろんのこと、大学内での飲酒は禁止である。大学内へのアルコールの持ち込みや、酒気を帯びて授業を受けることについても禁止である。また、飲酒運転は犯罪である。車両を運転するなら飲酒は絶対にしないこと。

成人であっても、過度の飲酒は急性アルコール中毒を引き起こすこともあり危険であるので控えること。また、飲酒の強要はやめること。周りに勧められてもきっぱり断る強い意志を持つこと。また運転者に対しても飲酒を勧めてはならない。一時の軽はずみな行動が、重大かつ悲惨な事故を引き起こす危険性を持っていることを十分認識すること。

24　コピーサービス

1 号館 2 階キャリアセンター、4 号館 1 階エンカウンターラウンジのコピー機はセルフサービスで使用することができる。モノクロ 1 枚 10 円。

1 号館 6 階図書館のコピー機は、図書館内の資料のみコピーが可能。使用には「文献複写申込書」の提出が必要、モノクロ 1 枚 10 円、カラー 1 枚 40 円。

25　国民年金の加入

20 歳以上の学生は、日本年金機構から送付される「国民年金加入のお知らせ」に同封の納付書で保険料を納めなければならない。

国民年金の保険料の納付が困難な学生は学生納付特例制度（納付猶予）を利用することができる。詳細については、送付された資料や以下の URL を参照の上、最寄の年金事務所に問い合わせること。＜日本年金機構 URL

https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/ ＞

■　20 歳になったとき

https://www.nenkin.go.jp/service/scenebetsu/hatachi.html

■学生のための知っておきたい年金のはなし

https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20150401.html

26　東洋学園大学同窓会について

東洋学園大学同窓会は、1996 年 4 月に人文学部第 1 期生が社会に出ると同

時に発足し、以来会員数も母校の発展とともに順調に増えており、その運営においては、「1. 卒業生間の親睦、2.母校、在学生の支援」を基本的な柱とし、母校の発展に寄与することを活動目的としています。 2022 年度からは「東洋学園大学同窓会奨学金」の運用を開始し、学部生および大学院生に対し経済支援を行っています。

学部生ならびに大学院生の皆さまは、学部卒業および大学院修了後、翌年度より会員となります。会費は在学中に納入いただいております。

１．活動内容

①会員名簿の管理

②会報の発行

③会員間の親睦、会員と在学生間の親睦、会員と会友間の親睦、および福祉に関する事業

④大学を後援するための事業

⑤その他、本会常任幹事会が適当と認めた事業

２．会費（終身）

卒業年度に徴収（参考：2022 年度卒業年次 20,000 円）

３．同窓会事務局の場所・開室時間について

・場　　所　4 号館 1 階

・開室日時　原則金曜日　11：00 ～ 15：00

・電話番号　03 - 3811 - 1820（同窓会事務局直通）

・HP　https://www.tgual.jp/